

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー

- 学校は、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底及び、感染が判明した場合、濃厚接触者にあたりと特定された場合は、すぐに学校へ連絡するよう、児童、保護者及び教職員に繰り返し周知を行う。
- 学校は、検温及び健康観察を徹底し、日々の学校現場における「3つの条件が重なる場」を避ける取組実施に努める。
- 校長は、児童及び教職員に発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。
- 校長は、感染者または濃厚接触者については、登米市教育委員会にすみやかに報告をする。また、その後の保健所等の指導内容及び対応状況についても、同様とする。

## 【1】学校で発熱等を確認した場合

児童会室で待機

- ・保護者に連絡
- ・症状がなくなるまで自宅で休養
- ・出席停止（治癒するまで）

## 【2】次の症状がある場合

- ①風邪の症状、37.5度以上の発熱が4日以上続く
- ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

- ・健康電話相談窓口にご相談するように家庭に指導する。

TEL 022-211-2882  
022-211-3883

<教職員>

感染を疑う症状を確認した場合

市教委にメール報告「職員の健康状態報告書」

## 【3】児童の保護者及び教職員からの連絡があった場合

児童、教職員が  
感染者の場合

児童、教職員が  
濃厚接触者の場合

市教委に報告 TEL 34-2679

- ・メール施行

【別紙様式3「学校における新型コロナウイルス感染症の罹患状況報告書」】

<児童・教職員>

- ・出席停止、出勤停止（治癒するまで）

<学校>

- ・臨時休業の実施
- ・保護者に説明文書配布
- ・校内の消毒作業
- ・接触者情報の提供
- ・保健所指導への対応
- ・家庭学習の準備

<児童・教職員>

- ・出席停止、出勤停止（14日間）
- ・自宅で待機（検温、健康観察）

発熱等の場合  
検査対象

健康状態良好  
**登校**

【陽性】

- ・出席停止  
出勤停止  
（治癒するまで）

【陰性】

- ・回復次第  
**登校**

市教委・県教委と相談の上、その後の対応について判断する

臨時休業延長

学級閉鎖

学校再開